

融資の一般的な流れ

1 相談

まずは制度融資の取扱金融機関・信用保証協会・県地域産業課等でご相談ください。

金融機関や信用保証協会でご相談されると、より具体的な相談が可能です。

2 融資申し込み

※認定・確認等

金融機関で融資を、信用保証協会で保証を申し込みます。

融資申し込みに関する書類は金融機関所定です。県税事務所で取得できる県税に滞納がないことの証明書や決算書、税務申告書等を提出することが必要です。

同時に、金融機関を經由して、信用保証協会への保証申し込みも行うこととなります。

3 審査

金融機関と信用保証協会の審査を受けます。

金融機関と信用保証協会が、経営状況や事業内容の審査を行います。

※融資の是非は金融機関と信用保証協会が決定します。県が審査の内容に関与することはありません。

担保及び保証人が必要となる場合があります。

法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

4 融資

審査に通り、融資が決定されると、融資が実行されます。

同時に、事業者は信用保証協会へ保証料を納付します。

5 返済

金融機関へ返済をします。

据置期間を設定した場合、据置期間中は利子のみの返済となります。

※償還方法は割賦によります。

(経営強化資金、新型コロナウイルス感染症対応資金【伴走支援型】は割賦の他一括返済も可能。(ただし、融資期間が1年以内の場合のみ。))